

# 介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護

## 重要事項説明書

### 1 事業者

事業者名称	医療法人 弘善会
代表者	理事長 矢木 崇善
法人所在地	大阪市東成区東今里二丁目 12 番 13 号
連絡先及び電話番号	(06) 6978 - 2307
法人設立年月日	平成 2 年 12 月 20 日

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名称 医療法人 弘善会 介護老人保健施設 アロンティアクラブ
- ・開設年月日 平成 8 年 2 月 1 6 日
- ・所在地 大阪市住之江区北島 2 丁目 7 番 3 2 号
- ・電話番号 06-6682-6620 ・ファックス番号 06-6682-6630
- ・管理者名 施設長 大野 悦子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2755980014号）

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設アロンティアクラブの運営方針]

1. 老人の人格を尊重したサービスの実施
2. 老人及び家族のクオリティオブライフの向上を目指す
3. 温かい介護と思いやりのあるサービスの提供
4. 人間性豊かな環境の整備
5. 在宅療養支援システムの確立

#### (3) 事業所の職員体制（事務職員以外は法定数）

	常 勤	非常勤	夜 間
医 師	1	5	
看護職員	11	8	1~2
薬剤師	1		
介護職員	28	4	3~4
支援相談員	2		
理学・作業療法士 言語聴覚士	9	7	
栄養士	1		
介護支援専門員	2		
事務職員他	2		

当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

管理者・・・介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

医師・・・利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

薬剤師・・・医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

看護職員・・・医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者の看護を行う。

介護職員・・・利用者の介護を行う。

支援相談員・・・利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

理学・作業療法士・・・医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに言語聴覚士 リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

管理栄養士及び栄養士・・・利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

介護支援専門員・・・利用者のサービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

- (4) 定員等      ・入所定員100名      ・通所定員34名  
                   ・療養室      個室 10室、2人室 9室、4人室 18室

### 3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所療養介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所療養介護計画を作成します。 2 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所療養介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所療養介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。

	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

#### ◇施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 医療と家庭との中間施設であるという事をご理解の上、なるべく多く、ご面会下さい。  
ご面会時には、1階受付にて面会者記録へお名前をご記入の上、フロアのサービスステーションへお声掛け下さい。
- ・外出・外泊 フロアのサービスステーションで、外出・外泊許可届に所定事項をご記入下さい。
- ・喫煙 所定の場所・時間でお願いします。
- ・火気の取扱い 火気（ライター・マッチ）は、入所されます方へ一切持たせないようお願い致します。
- ・所持品・備品等の持ち込み お持ち頂く物すべてにお名前をご記入下さい。
- ・持ち込み禁止 感染予防のため、生ものなどの食品は原則持ち込み禁止させて頂いています。  
電気毛布、冷蔵庫、テレビの持ち込み禁止させて頂いています。
- ・金銭・貴重品の管理 盗難・紛失・破損には、責任を負いかねますので、多額の現金等はお持ちにならない様をお願いします。
- ・外泊時等の施設外での受診 当施設入所中である旨の書式が必要となりますので、お申し出下さい。

#### 4 短期入所療養介護従業者の禁止行為

短期入所療養介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 5 利用料金

(1) 基本料金 (1 割負担の場合) ※料金表別紙あります。

① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、入所する療養室によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	個室	多床室
要支援1	678 円	721 円
要支援2	834 円	894 円
要介護1	878 円	967 円
要介護2	958 円	1,050 円
要介護3	1,027 円	1,120 円
要介護4	1,091 円	1,182 円
要介護5	1,152 円	1,245 円

\* 入所時および退所時に送迎を行った場合には、片道 198 円加算されます

\* 夜勤の職員体制を整備している場合 26 円

\* 職員体制の強化を行っている場合は下記のいずれかの料金が加算されます。

- ・ 介護職員のうち介護福祉士を 80%以上配置している場合 24 円
- ・ 介護職員のうち介護福祉士を 60%以上配置している場合 20 円
- ・ 介護職員のうち介護福祉士を 50%以上配置している場合 7 円

\* 在宅復帰在宅療養支援機能の評価項目を満たし体制が整っているため 1 日 55 円加算されま  
す。

\* 栄養管理に関して行った場合は下記の料金が加算されます。

- ・ 特別な食事である場合 9 円/回

\* リハビリ機能強化に関して行った場合は下記の料金が加算されます。

- ・ 計画書に基づき個別リハビリを行った場合 258 円

\* 認知症の方を受入れた場合下記の料金が加算されます。

- ・ 若年性認知症の方を受入れた場合 1 日当り 129 円
- ・ 著しい認知症症状の方を緊急で受入れた場合 7 日まで 215 円

\* 緊急で短期入所療養介護を受ける場合 7 日まで 97 円

\* 要介護 4、5 の方で医学的管理が必要な場合 1 日当り 129 円

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人口腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を  
実施している状態

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 気管切開が行われている状態

\* 治療管理を行った場合 1 日当り 295 円

\* 介護職員の賃金の改善を計画に基づき適切な処置を講じている場合、料金が加算されます。

②食費 1日当たり 1,708 円 (朝食 391 円 昼食 717 円 夕食 600 円)

③滞在費 1日当たり 従来型個室 1,790 円 多床室 576 円

④厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必  
要となる費用 実費(別途消費税要)

## (2) その他の料金

- ① 特別室利用料（一般の居住費に対する追加費用として、希望する場合に徴収）
  - ・個室 特別 5,500 円（税込 1 日当たり） 一般 4,400 円（税込 1 日当たり）
  - ・2人室 3,300 円（税込 1 日当たり）
- ② 理美容代 カット 1,800 円、顔そり 500 円、パーマ 3,500 円、毛染め 3,500 円
- ③ テレビ 日額定額制でのご利用になります。1 日定額制 使用料 1 日 250 円（税込）  
30 日の月は 7, 500 円（税込）、31 日の月は 7, 750 円（税込）
  - ・利用開始日から終了日までの全日数分の料金が発生します。
  - ・1 日 24 時間に満たない短時間の利用でも 1 日分の利用料金になります。
  - ・退所日もご請求にも含まれます。  
\*午前中の退所でも午前 0 時を過ぎた時点での日額計算対象となります。
- ④ 文書作成料 生命保険関係診断書（証明書）3,300 円（税込 1 通あたり）  
他施設用診断書（証明書）、その他証明書等 3,300 円（税込 1 通あたり）  
死亡診断書 5,500 円（税込 1 通あたり）
- ⑤ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

(3) 施設は、第 3 項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対し変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

## (4) 支払い方法

- 毎月 10 日前後に前月分の請求書を発行します。お支払い確認の後、領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、自動口座引き落としになります。
- 1 ヶ月毎に毎月末日で計算し、ご請求します。原則として翌月の 27 日にご指定の金融口座から引き落としさせていただきます。

## 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所療養介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所療養介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「短期入所療養介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所療養介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 短期入所療養介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員
-------------	---------

### 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

### 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

### 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

### 5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9 秘密保持と個人情報の保護（使用同意）について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

## 10 緊急時の対応について

- ① 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ② 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ③ 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### ○協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関 名称 社会医療法人景岳会 南大阪病院  
住所 大阪市住之江区東加賀屋1丁目18番18号  
電話番号 (06) 6685 - 0221

名称 社会医療法人三宝会 南港病院  
住所 大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番15号  
電話番号 (06) 6685 - 8804

名称 医療法人弘善会 矢木脳神経外科病院  
住所 大阪市東成区東今里2丁目12番13号  
電話番号 (06) 6978 - 2337

名称 医療法人弘善会 矢木クリニック  
住所 大阪市住之江区安立1丁目4番3号  
電話番号 (06) 6675 - 6198

協力歯科医療機関 名称 六車歯科医院  
住所 大阪市住之江区住之江1丁目1番14号  
電話番号 (06) 6674 - 6464

## 11 事故発生時の対応

- サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

◇当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除されまたは賠償額を減額されることがあります。事業者は、万が一の事故発生に備えて上記の損害賠償責任保険に加入しています。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------------	--------------------

## 12 心身の状況の把握

短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所療養介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所療養介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 15 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備（スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非難器具）は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。



火災教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 16 衛生管理等

- (1) 短期入所療養介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 18 要望及び苦情等の相談

利用者及び扶養者は、当事業所の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員及び支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛の文書で当事業所 1 階に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

介護老人保健施設アロンティアクラブ 電話番号 06-6682-6620

### 公的機関の苦情申出窓口

- ①大阪市 介護保険課 指定・指導グループ  
電話番号 06-6241-6310
- ②大阪府国民健康保険団体連合会  
電話番号 06-6949-5418
- ③住之江区保健福祉センター  
電話番号 06-6682-9859

年 月 日

指定（介護予防）短期入所療養介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 大阪市住之江区北島2丁目7番32号  
法人名 医療法人 弘善会  
名称 介護老人保健施設アロンティアクラブ  
代表者 理事長 矢木 崇善 印

説明者氏名 印

上記内容の説明を事業者から受け、指定（介護予防）短期入所療養介護のサービス提供開始に同意しました。

利用者 住所  
氏名 印  
(代筆： )

利用者代理人 住所  
氏名 印  
(利用者との関係： )

身元引受人 住所  
氏名 印

(利用者との関係： )

# 個人情報使用同意書

## 個人情報の使用目的

事業所が介護保険法に関する法令に従い施設サービスを円滑、適正に実施するため（介護サービス提供）

## 個人情報の項目

- ・氏名、生年月日、住所、電話番号、顔写真、健康状態、病歴、介護請求・介護保険証等、家族状況など  
利用者・家族個人に関する情報
- ・認定調査、主治医の意見書、介護認定結果における判定結果

## 個人情報使用の目的

（施設内）

- ・居室の前に名札を出す。個人の持ち物や衣類に名前を明記
- ・診察時の情報提供
- ・ケアプラン作成時、ケアについて担当者合同カンファレンスでの情報交換
- ・各階職員室内のホワイトボードに受診、外出、外泊者等の予定を記入
- ・毎月の誕生者の氏名を表示
- ・毎月の当番表（炊事、洗濯、掃除）の表示
- ・入浴一覧表、入浴袋、理美容依頼表を作成
- ・カルテ及び背表紙に氏名を明記（顔写真添付）
- ・実習生にカルテ開示・ケースカンファレンスを行う
- ・面会人への案内の制限（ある ・ なし）
- ・その他特に必要な場合は利用者または家族に口頭で了承を得る

（第三者提供）

- ・訪問看護ステーション、介護サービス事業者、他の病院、診療所との連携
- ・他の医療機関、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所等からの照会への回答、検体検査等業務の委託
- ・受診時必要書類提出
- ・市町村への申請、事故発生時の報告等
- ・情報システム運用・保守業務の委託
- ・その他業務委託（会計経理）
- ・家族等への心身の状態説明
- ・各種賠償保険に係る専門の団体、保険会社への相談、届出
- ・審査支払機関へのレセプト提出及び照会への回答

（共通）

- ・家族会、施設だよりに写真、氏名を掲示・掲載
- ・施設内外において行われる事例研究

（その他）

- ・場合によって本人の求めに応じて第三者の提供を停止する
- ・第三者への情報の提供方法（郵送、FAX、電話、フロッピーディスク等）

## 使用する期間

締結した契約書に、記載された契約期間に準ずる。

医療法人弘善会

理事長 矢木 崇善殿

施設を利用するにあたり上記の内容に関して個人情報を用いることを同意します。

年 月 日

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者家族) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

氏名 \_\_\_\_\_ 印

氏名 \_\_\_\_\_ 印